

契丹小字文獻における「世選之家」

大竹 昌巳

1 はじめに

遼朝(契丹國)の官吏選任制度として「世選」なる制度が存したことはよく知られており¹⁾、遼朝の正史である『遼史』〔〔元〕脱脱撰、至正4年(1344)成書〕には次のような記述が数多く見られる。

蕭思溫，小字寅古，宰相敵魯之族弟忽沒里之子。…(略)…保寧初，爲北院樞密使，兼北府宰相。**仍命世預其選。** 【卷78 蕭思溫傳】

耶律諧理，字烏古隣，突舉部人。統和四年，…(略)…伐宋，宋人拒於滹沱河，諧理率精騎便道先濟，獲其將康保威。**以功詔世預節度使選。** 【卷85 耶律諧理傳】

蕭塔列葛，字雄隱，五院部人。八世祖只魯，遙輦氏時嘗爲虞人。唐安祿山來攻，只魯戰于黑山之陽，敗之。**以功爲北府宰相，世預其選。**

塔列葛仕開泰間，累遷西南面招討使。…(略)…**以世選爲北府宰相。**卒。 【卷85 蕭塔列葛傳】

曾祖敵魯，明醫。人有疾，觀其形色即知病所在。統和中，宰相韓德讓貴寵，敵魯希旨，言德讓宜賜國姓，籍橫帳。**由是世預太醫選。**子孫因之入官者衆。 【卷101 蕭胡篤傳】

このような世選の権利を有する「世選之家」には、種々の特権が與えられていたことも確認される。

〔重熙十二年〕六月丙午，詔世選宰相、節度使族屬及身爲節度使之家，許葬用銀器。 【卷19 興宗紀二】

〔清寧二年春正月〕己巳，詔二女古部與世預宰相、節度使之選者免皮室軍。 【卷21 道宗紀一】

以舊法，宰相、節度使世選之家子孫犯罪，徒杖如齊民，惟免黥面。 【卷61 刑法志上】

このような「世選之家」は、契丹人が自らの言語で書き記した契丹文字文獻ではどのように表現されたのであろう。本稿では、契丹小字墓誌の3つの事例において、關聯人物の漢文史料における同定作業を通じてその表現方法を明らかにする。

¹⁾ 世選制度については姚從吾 [1954]、島田 [1962] 等を参照。

2 蕭護思の事例

1997年に内蒙古自治区阿魯科爾沁旗で出土した『国半丹伏 百羽 Bedelbeñ・Čauj 墓誌銘』〔大康8年(1082)刻〕²⁾第6行は、墓主の生母について以下のように記す。

百 百文全 又关 尔央 女 及化 八条 又安全 曲来和 百文寿伏 北安全 又央
 mē Yēm sī ...uṯ ... ūd **käi šeŋed g^wējen** Yēneñ Qūrs šū
 母は Yēm sī 娘子, 六院部³⁾ **客 省 世選家の** Yēneñ・Qūrs 樞

又刃和 丹力关 丹力 弔 全各女 止生 又和 公及 今乔伏 圣和 丹力
 müren bäqī bäq Ĵau sāŋun, Pūŋ^w šen nū pūšeñ ĵuren bäq.
 密の 孫 Ĵau 詳穩、奉 神 奴 夫人 二人の子。

八条 又安全 **käi-šeŋed** は 八条 又安 **käi-šeŋ** 《客省使》の複数形である。**käi-šeŋ** はもちろん漢語「客省(*kiaj.šəŋ)」⁴⁾からの借用であるが、漢語から新しく入った借用語の複数形は一律に、契丹語で最も無標な複数接尾辞 -d を附して形成する。曲来和 **g^wējen** は 曲条 **g^wēr** 《帳, 房, 家》〔即實 1994: 71、1996: 139, 502, passim〕(MMo. ger [愛新覺羅、吉本 2011: 138]) の複数屬格形である。祖語でも語幹末が r 終わりであった名詞類の複数形は複数接尾辞 ***-i** を附して形成する (-r + ***-i** > -j となるため, **g^wēr + ***-i** > g^wēj**)。-n は屬格接尾辞。

結論を先に述べると、「官職名(複数形) + 《家》(複数形)」が当該官職の「世選之家」を意味する表現なのである。以下にその論據を示す。

上記墓誌文中に見える「Yēneñ・Qūrs 樞密」は、『遼史』に傳のある蕭護思に比定することができる。傳には次のようにある(一部抜粋。以下同様)。

蕭護思, 字延寧。世爲北院吏。累遷御史中丞, 總典群牧部籍。應曆初, 遷左客省使。未幾, 拜御史大夫。時諸王多坐事繫獄。上以護思有才幹, 詔窮治, 稱旨, 改北院樞密使, **仍命世預宰相選。護思辭曰:「臣子孫賢否未知, 得一客省使足矣!」**從之。

【卷 78 蕭護思傳】

護思(*xu.sī)は字を延寧(*jān.niēŋ)といい、北院樞密使⁵⁾に任じられた。この契丹名と官職は上記「Yēneñ・Qūrs 樞密」と完全に符合する⁶⁾。傳に據ると、護思は代々北院の吏を務める

²⁾ 劉鳳翥ほか [2006a] 参照。墓誌原石は阿魯科爾沁旗博物館が所藏する。墓誌拓本は蓋之庸〔編著〕[2007: 764]、劉鳳翥〔編著〕[2014: 1143]にも所収。

³⁾ 部名。もと迭剌部(小字 伏丹女 Dāraq nūwūr [寶玉柱 2006: 8]。太祖の出身部)で、太祖が迭剌部を五院、六院二部に分割したことは『遼史』卷 32 營衛志中所引「舊志」(「太祖之興, 以迭剌部強熾, 析爲五院、六院。)」や契丹小字『耶律敵烈墓誌銘』〔大安 8 年(1092)刻〕第 5-6 行の記述等から知られる。

⁴⁾ 以下、漢字音は元代北方音(主として『中原音韻』〔〔元〕周德清撰, 泰定元年(1324)成書〕に基づく)の推定音を示す。

⁵⁾ 遼朝の樞密院については武田 [2001]、何天明 [2004: 16-65] 等を参照。

⁶⁾ 契丹語を漢字音寫する場合、漢語の音素配列の制約から、契丹語の語末二重子音 C₁C₂ をそのまま寫すことはできない。そこで、(i) 語末のみに母音を添加して寫す (C₁C₂V) ; (ii) 語末および子音連続の間に母音を添加して寫す (C₁VC₂V) の 2 通りの方策が取られる。(i) は更に、C₁ を前音節のコーダとし

家系の出身であったが、時の皇帝穆宗（在位 951–969）にその才幹を認められて北院樞密使にまで登り詰めた⁷⁾。そこで宰相の世選に與る権利をも授かることになったが、護思は自分の子孫が賢たるかは知ることができないので客省使を得られれば十分だとして辭退したため、護思の家系は客省使の世選に與ることになったのである。

この逸話によって上記契丹文の「𐰺𐰠 𐰺𐰠𐰢 𐰺𐰠𐰢 𐰺𐰠𐰢 *käi-šerjed g^wej*」が「客省使世選之家」の意であることを知ることができる。

3 蕭胡母里の事例

1983年に遼寧省北票市で發掘収集された『耶律仁先墓誌銘』（『令丙刃伏 𐰺𐰠 *Tëuren* · Čalā 墓誌銘）〔咸雍 8 年 (1072) 刻〕⁸⁾ 第 8 行は、墓主の末妹の嫁ぎ先について以下のように記す。

𐰺𐰠及肉 𐰺𐰠
todōn Yaŋ sē pūšeñ. navañēr ilbej g^wejen Qūdūqūn Tälber taj
 第五姉妹は 楊 姐 夫人， 國舅帳⁹⁾ 夷离畢 世選家の Qūdūqūn · Dälber 太

𐰺𐰠 𐰺𐰠 𐰺𐰠
šind uyuleyeñ.
 師に 嫁いだ。

用身 *ilbej* (用丹朶とも綴る) は用中 *ilber* (用丹又とも綴る) 《夷离畢 (*i.li.bi) (職官名)¹⁰⁾》〔即實 1996: 658〕の複數形である (*ilber* + **-j* > *ilbej*)。

「Qūdūqūn · Dälber 太師」¹¹⁾ は『遼史』卷 85 に立傳される蕭撻凜 (土𐰺伏 𐰺𐰠 *Tōneñ* · Talēm) の子である蕭慄古 (𐰺𐰠𐰢伏 𐰺𐰠𐰢 *Aqūjeñ* · Saq^w) の長子であり、Dälber 太師の弟蕭圖古辭 (𐰺𐰠𐰢及𐰺 𐰺𐰠𐰢及 *Pūnūn* · Toqoser)、息子蕭忽突董 (𐰺𐰠𐰢及 𐰺𐰠𐰢 *Teleyēn* · Qūdūqūn) と 𐰺𐰠𐰢及 𐰺𐰠𐰢 *Kuireyēn* · Qādī, 孫 𐰺𐰠𐰢及肉 𐰺𐰠𐰢 *Ärlūbōn* · Tīlug^w にはそれぞれ契丹小字墓誌が出土している¹²⁾。

て寫す場合と、無視する場合とがありうる。例えば、契丹語 𐰺𐰠𐰢分 *Čöbörd* (部名) を「楮特 (*čü.dej)」「鋤得 (*ču.dej)」（いずれも『遼史』）と寫すのは (i) (-rd の r は無視)、「初魯得 (*ču.lu.dej)」（漢字『蕭孝恭墓誌銘』〔大康 7 年 (1081) 刻〕）と寫すのは (ii) の方策である (𐰺𐰠𐰢分《初魯得》については愛新覺羅 [2006b])。ここの 𐰺𐰠𐰢 *Qūrs* 「護思 (*xu.sī) は (i) の方策である (-rs の r は無視)。

⁷⁾ 『遼史』卷 6 穆宗紀上によれば、護思が北院樞密使に任じられたのは應曆 12 年 (962) のことである。

⁸⁾ 墓誌原石は遼寧省博物館が所藏する (契丹文墓誌銘は誌蓋裏面に刻され、誌石には漢文墓誌銘が刻されている)。墓誌拓本は即實 [1991a]、清格爾泰〔編著〕[2002: 55–63]、劉鳳翥〔編著〕[2014: 1132–1134] に所收。この契丹文墓誌に關しては韓寶興 [1991] 以來多くの研究がある。

⁹⁾ 𐰺𐰠𐰢 *カ* 𐰺𐰠𐰢 *カ* *guren navañēr* (lit. 國の母方親族) とも書く [即實 1982: 11]。遼朝の皇室耶律氏の後族で、大きくは 𐰺𐰠𐰢 *カ* 𐰺𐰠𐰢 *Bard navañēr* 《拔里 (*ba.li) 國舅帳》と 𐰺𐰠𐰢 *カ* 𐰺𐰠𐰢 *išges navañēr* 《乙室己 (*i.ši.gi) 國舅帳》〔愛新覺羅 2004: 21f〕という 2 つの異なる氏族を包括する。ここの國舅帳は後述するように拔里國舅帳である。

¹⁰⁾ 夷离畢については島田 [1963]、何天明 [2004: 157–177] 等を参照。

¹¹⁾ 漢文『耶律智先墓誌銘』〔大安 10 年 (1094) 刻〕には「……帳迪里鉢 (*di.li.būô) 太師」と書かれている。「……」の部分は誌石の劣化が激しく判讀できない (原石は契丹小字墓誌とともに遼寧省の北票市博物館が所藏する。拓本寫眞は劉鳳翥〔編著〕[2014: 1149] に所收)。

¹²⁾ 蕭圖古辭の墓誌銘については梁振晶 [2003] と劉鳳翥、梁振晶 [2008] を、蕭忽突董と *Kuireyēn* · Qādī の墓誌銘は吳英喆 [2012] を、*Ärlūbōn* · Dilug^w の墓誌銘は Wu & Janhunen [2010] を参照。これら

それらの墓誌の記載によれば、彼らの祖先は拔里國舅帳（外公 カ並出々 bard nabañēr）の始祖である 𠄎行公 𠄎𠄎𠄎 Qomol̄ peil̄（Qomol̄ は「胡母里（*xu.mu.li）」と音寫される。beil̄ 《梅里（*müej.li）》は稱號）である。胡母里については『遼史』に次の記事が傳わっている。

蕭敵魯，字敵輦。其母爲德祖女弟，而淳欽皇后又其女兄也。

五世祖曰胡母里。遙輦氏時嘗使唐，唐留之幽州。一夕，折關遁歸國。由是世爲決獄官。

【卷 73 蕭敵魯傳】

ここで謂わゆる「決獄官」は、『遼史』卷 45 百官志一に「刑獄を掌る」と説明される夷離畢（夷离畢）に他ならず、遼建國以前の遙輦氏の時代から胡母里の家系が夷离畢の世選に與つてきたことがわかる¹³⁾。

したがって「用身 𠄎𠄎 ilbej̄ g^wej̄」は「夷离畢世選之家」を意味すると理解できる¹⁴⁾。

4 蕭轄特の事例

2002 年に内蒙古自治区巴林左旗の遼上京博物館が収集した『刃关当 令丙刃 Üriyēñ・T̄eür 墓誌銘』〔乾統 2 年 (1102) 刻〕¹⁵⁾ 第 14 行は墓主の第二夫人について次のように記す。

來化当 𠄎公 又 𠄎火 𠄎久伏 𠄎 孔化余 𠄎 𠄎來𠄎 𠄎𠄎伏 用中𠄎 𠄎力
 čudēñ G^wēn im ...uḹ Eḡguñēr būr̄qūd̄ g^wējen̄ Uguleñ̄ ilberen̄ bāq̄.
 次妻は 觀 音 娘子，甌昆の¹⁶⁾ 宰相 世選家の Uguleñ̄ 夷离畢の 子。

また、2009 年に拓本が発見された（原石は不明）『寸伏 今𠄎尺 𠄎 Baiñ̄・Pūsuy^wēr 墓誌銘』〔乾統 5 年 (1105) 刻〕¹⁷⁾ 第 16 行は墓主の第二夫人について次のように記す。

𠄎支 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 [今𠄎伏 𠄎女] 𠄎化 𠄎久伏 𠄎 孔化余 𠄎 𠄎來𠄎 𠄎𠄎伏
 ...üq^w mē kū 𠄎 [pūšēñ̄. tañ̄] ūd̄ Eḡguñēr būr̄qūd̄ g^wējen̄ Uguleñ̄
 小 妻は ×× 夫人，五院部¹⁸⁾ 甌昆の 宰相 世選家の Uguleñ̄

の墓主の家系については愛新覺羅 [2011]、康鵬 [2011]、愛新覺羅、吉本 [2012: 204–234] を参照。

¹³⁾ 『Ärlüwōñ̄・Dilug^w 墓誌銘』〔天慶 4 年 (1114) 刻〕第 10 行に據れば、實際に蕭槩古 (Aqūjeñ̄・Sauq^w) が夷离畢の職に就いている。

¹⁴⁾ 『遼史』卷 65 公主表に聖宗の妃として「蕭氏國舅夷離畢房之女」が見える。この「國舅夷離畢房」は「カ並出々 用身 𠄎來」と同一の家系を指す可能性があるが、「世選」の意味を譯出していない。

なお、卷 45 百官志一にある「國舅夷離畢 (司)」は、卷 15 聖宗紀六の開泰 3 年 (1014) 條の記事「六月乙亥，合拔里、乙室二國舅爲一帳，以乙室夷离畢蕭敵烈爲詳穩以總之。」を百官志編纂者が誤解した結果創造されたものであろう。「乙室夷离畢蕭敵烈」は「乙室 (己) 國舅帳に屬し，夷离畢の職にあった蕭敵烈」であって、「乙室夷离畢」「國舅夷離畢」という官職が存在したわけではない [cf. 林鶴 2015: 73]。

¹⁵⁾ 劉鳳翥ほか [2006b] 参照。墓誌拓本は唐彩蘭 [編著] [2005]、蓋之庸 [編著] [2007: 769]、劉鳳翥ほか [編著] [2009: 37]、劉鳳翥 [編著] [2014: 1180] に所収。

¹⁶⁾ 氏族名。正しくは 𠄎久伏 又 Eḡguñēr とあるべきである。『遼史』卷 33 營衛志下に五院部所屬の石烈 (漢語「縣」に相當する單位) の一として見える「甌昆 (*eḡ.guēñ) 石烈」に對應する [愛新覺羅 2006a: 30–32]。

¹⁷⁾ 吳英喆 [2012] 参照。また、この墓誌に關する研究として愛新覺羅 [2009]、愛新覺羅、吉本 [2011: 41–47] がある。墓誌拓本は吳英喆 [2012: 178–174] 所収。

¹⁸⁾ 五院部については註 3) 参照。

用中朮 丹力
 ilberen bāq.
 夷离畢の 子。

孔化余 būrūqūd、孔化余朮 būrūqod (孔化余化 būrūqūd、孔化余朮 būrūqod と綴る) は孔化余 būrūqū^w (孔化余 būrūq^w) 《宰相¹⁹⁾》[豊田 1991、即實 1991b: 27] に複数接尾辞 -d を付した形式である。先行諸研究では字素 升 と字素 孔 を混じて區別しないが、別の字素である。前者の音價は <jā> であり²⁰⁾、後者の音價はその分布特徴から <CVj> (C は何らかの子音、V は男性母音 a, ä, o, ū のいずれか) と限定できる。そこで孔化余 <CVj-ir-ūq^w> (孔化余 <CVj-ir-oq^w>) は CVjirūq^w (CVjirōq^w) と讀めることになるが、遼朝建國以前から存在した官稱號の多くが古代テュルクの官稱號に由來する (あるいはそれらと共通の起原をもつ) ことに鑑みれば、これを古代テュルク語 buyruq 《大臣, 宰相》(cf. buyur- 《命ずる》) の借用語とみなすことができる (表 1)²¹⁾。このように推測して字素 孔 の音價を <būj> (あるいは <boj>) と假定しておく²²⁾。

表 1 契丹と古代テュルクの官稱號の對應

契丹語 ²³⁾	漢字音寫	古代テュルク語	漢字音寫 ²⁴⁾
𐰽𐰺 qā (主格) 𐰽𐰺- qav- (斜格)	(可汗)	qayan	可汗 (**k'a.fian)
𐰽𐰺𐰺 tīyin	惕隱 (*ti.iën)	tegin	特勤 (**dək.giën)
𐰽𐰺𐰺 irgen	夷离董 (*i.li.giën)	irkin	俟斤 (**iǝ(?)k.iën)
𐰽𐰺𐰺 sājun	詳穩 (*sjaŋ.uën)	sajun ~ säjün	< Ch. 將軍 (**tsjaŋ.kyën)
𐰽𐰺𐰺 lāmā ~ 𐰽𐰺𐰺 lāmā	林牙 (*liēm.ja)	elimya	< el 《國》 + Ch. 押衙 (**am.ŋa)
𐰽𐰺 uy ^w ē	于越 (*ü.üä)	ögä, el ögäsi	韻于迦斯 (**fiet.yu.ka.sië)
𐰽𐰺 tergēn	忒里蹇 (*tej.li.giän)	tärkän	
孔化余 būrūq ^w	(宰相)	buyruq	梅錄 (**muɮi.lɮok)

¹⁹⁾ 遼朝の宰相については島田 [1967]、何天明 [2004: 66–96]、武田 [2009] 等を参照。この官號は漢文史料では「宰相」と中華風の呼稱でもって記録されているが、他の漢風官號とは異なり、遼朝成立以前から存在したものである。

²⁰⁾ 升 <jā-aŋ> /jāŋ/ は漢語「長」「章」「彰」「張」(いずれも *jjaŋ) の音寫に用いられる。また、動詞 升-jā- 《告げる》は MMo. jī'a- ~ jā'a- 《id.》(WMo. jīya-) の同源語 [寶玉柱 2005: 132、大竹 2015: 91]。

²¹⁾ 契丹と古代テュルクに共通する官稱號については愛新覺羅 [2004: 132–135]、松井 [2013] も参照。

²²⁾ <būj> と <boj> のどちらを採るべきかは契丹語の音變化の詳細な條件が不明な現段階では決定できない。

²³⁾ 各語の同定は、qā 《可汗》は契丹文字研究小組 [1977: 67] に、tīyin 《惕隱》は即實 [1991b: 27] に、irgen 《夷离董》は即實 [1991b: 29] に、sājun 《詳穩》は王弘力 [1986: 62] に、lāmā 《林牙》は王弘力 [1986: 63] に、uy^wē 《于越》は契丹文字研究小組 [1977: 76] に據る。tergēn 《忒里蹇》は筆者による試釋。契丹文墓誌では一般に「皇后」を 𐰽𐰺 newē mē (lit. 地母。『遼史』卷 116 國語解「𐰽𐰺𐰺」の項に「𐰽𐰺 (*neu.uō), 后土稱。𐰽𐰺 (*muō), 母稱。」とある) [契丹文字研究小組 1977: 65] と言うが、別に 𐰽𐰺 土儿公 newē tergēn という稱があり、太祖淳欽皇后のみを指して言う。

²⁴⁾ ここでは『切韻』[[隋]陸法言撰、仁壽元年(601)成書]に基づく中古音の再構音を平山 [1967] に基づいて示す。元代音と區別するため、再構音の前に**を附す。

さて、上述の2つの契丹文墓誌の墓主 Üryēñ・Dëur (1061–1102) と Baiñ・Pūsuy^wēr (1058–1104) は従兄弟であり [愛新覺羅 2009、愛新覺羅、吉本 2011: 41–47]、ともに「Uguleñ 夷离畢」の娘たちを後妻としたので、義理の兄弟でもある。

この「Uguleñ 夷离畢」は、その名と年代、官銜から、『遼史』に立傳される蕭陶隗（字は烏古隣 (u.gu.liěnn)）に比定できる。傳には次のようにある。

蕭陶隗，字烏古隣。宰相轄特六世孫。剛直，有威重。

咸雍初，任馬群太保²⁵⁾。… (略) …夫康〔大安〕中²⁶⁾，累遷契丹行宮都部署。上嘗謂群臣曰：「北樞密院軍國重任，久闕其人。耶律阿思、蕭〔耶律〕幹特刺²⁷⁾二人孰愈？」群臣各譽所長，陶隗默然。上問：「卿何不言？」陶隗曰：「訛特刺懦而敗事。阿思有才而貪，將爲禍基。不得已而用，敗事猶勝基禍。」上曰：「陶隗雖魏微不能過，但恨吾不及太宗爾！」然竟以阿思爲樞密使。由是阿思銜之。九年，西園不寧。阿思奏曰：「邊隅事大，可擇重臣鎮撫。」上曰：「陶隗何如？」阿思曰：「誠如聖旨。」遂拜西南面招討使。阿思陰與蕭阿忽帶〔阿魯帶〕²⁸⁾ 誣奏賊掠漠南牧馬及居民、畜產，陶隗不急追捕，罪當死。詔免官。久之，起爲塌母城節度使。未行，疽發背，卒。

陶隗負氣，怒則須髯輒張。每有大議，必毅然決之。雖上有難色，未嘗遽已。見權貴無少屈。竟爲阿思所陷，時人惜之。

二子，曰：圖木、轄式。阿思死，始獲進用。

【卷 90 蕭陶隗傳】

陶隗が夷离畢であったことは『遼史』本紀や蕭陶隗傳には見えないが、『遼史』蕭兀納傳の記事から知ることができる。

大康初，爲北院宣徽使。時乙辛已害太子，因言宋魏國王和魯幹之子淳可爲儲嗣。群臣莫敢言，唯兀納及夷离畢蕭陶隗諫曰：「舍嫡不立，是以國與人也。」帝猶豫不決。

【卷 98 蕭兀納傳】

なお、1995年に契丹小字墓誌が発見された耶律敵烈²⁹⁾（『遼史』卷 96 に傳がある）の次女であり、1969年に契丹小字墓誌が出土している敵烈の五女 令忒关 Tadi³⁰⁾（蕭孝思の妻³¹⁾）の

²⁵⁾ 『遼史』卷 60 食貨志下に「咸雍五年 (1069)，蕭陶隗爲馬群太保。」とある。

²⁶⁾ 『遼史』卷 25 道宗紀五・大安 7 年 (1091) 6 月條に「癸卯，以權知東京留守蕭陶隗爲契丹行宮都部署。」とあること、後文の北院樞密使が「久闕其人」という状況は大安 4 年 (1088) 6 月に耶律頗德（頗的）が致仕して以降、壽昌元年 (1095) 12 月に耶律阿思が就任するまでの空白期間を指すこと、同じく後文の「九年，西園不寧」は大安 9 年の状況を述べていることから、原文の「大康」は「大安」の誤りである。

²⁷⁾ 當時知北院樞密使事であった耶律阿思（『遼史』卷 96 に傳がある）とともに北院樞密使の候補として名を挙げられたのは、同じく知北院樞密使事であった耶律幹特刺（『遼史』卷 97 に傳がある）であろう。彼は 1975 年にその契丹小字墓誌が発見されている（阜新市文化局文物組 [1977]、劉鳳翥、于寶麟 [1977] 参照。この墓誌の墓主が耶律幹特刺であることは長田 [1984: 40–44] に據る）。

²⁸⁾ 當時山北路副部署であった蕭阿魯帶（『遼史』卷 94 に傳がある）を指す。「忽」は「魯」の誤寫。

²⁹⁾ 盧迎紅、周峰 [2000] および包聯群 [2002] 参照。墓誌原石は北京市の遼金城垣博物館が所蔵する。

³⁰⁾ 昭烏達盟文物工作站、翁牛特旗文化館 [1981]、蘇赫 [1981]、劉鳳翥、于寶麟 [1981] 参照。墓誌原石は赤峰市博物館が所蔵する。Tadi が耶律敵烈の娘であることは愛新覺羅 [2003] に據る。

³¹⁾ 2002 年に、Tadi の墓誌銘が出土した地区から漢文『蕭孝資墓誌銘』〔乾統 9 年 (1109) 刻〕が発見されている（翁牛特旗博物館所蔵）〔賈鴻恩、李俊義 2006〕。この蕭孝資は蕭德順（高八）の子惟忠（兄は『遼史』卷 96 に立傳される蕭惟信で、その息孝恭も漢文墓誌が出土している）の子である。一方、Tadi の

異母姉に当たる Aljū の後夫 Tumur 太尉は、蕭陶隗の子「圖木 (*tu.mu)」に比定できよう。

來化当 夫ろ 夫公奈 土久伏又 及女 丕 火和 公及

čudēn Aljū qoŋoi. Eguŋer Tumur tai uin nō.

次姉は Aljū ××, 甌昆の Tumur 太尉の配偶。

【『蕭孝思妻耶律氏墓誌銘』第 17 行】

さて、蕭陶隗の六世祖は「宰相轄特」とされる。陶隗の生卒年は明らかでないが、馬群太保に任じられた咸雍 5 年 (1069) に 30 歳であったと假定すると、生まれは重熙 9 年 (1040) となる。一世代 25 年で換算すると、六世祖はおよそ西暦 890 年頃の生まれとなり、太祖 (907–926)、太宗朝 (927–947) 頃の人物と判断できる。そこで該当する人物がいないか『遼史』本紀を確認すると、次の記事を見出す。

〔天贊元年 (922) 冬十月甲子，以蕭霞的爲北府宰相。〕

【卷 2 太祖紀下】

「霞的 (*xia.di)」と「轄特 (*xia.dei)」は同一の契丹語人名の異寫である可能性が十分にあり³²⁾、両者が同一人物を指していると考えても差し支えない。

この記事は霞的を北府宰相に任じたと記すのみで、霞的に世々宰相の選に與る特權を與えたとは書いていないが、そのことは霞的がそのような特權を得た可能性を否定するものではない。例えば、太祖淳欽皇后の異父兄蕭敵魯と同父弟蕭阿古只および景宗睿智皇后の父蕭思溫の事例では、北府宰相就任とともにその家系が世選の特權を得たことがその傳によって分かる。

夫は、彼女の墓誌に據れば契丹名を華嚴奴といい、燕留 (= 惟忠) の子である [愛新覺羅 2006a: 34–40, 2006b]。孝資は漢文墓誌に據れば清寧 2 年 (1056) に生まれ、乾統 9 年 (1109) に卒した。華嚴奴は契丹文墓誌に據れば清寧 6 年の生まれで、妻が卒した天慶 5 年 (1115) にも健在であった。ゆえに華嚴奴は孝資の弟である。『蕭孝資墓誌銘』に據れば孝資には弟が二人おり、長弟は孝思といい、率府率であった。次弟は孝寧といい、以前に黃龍府兵馬都監を務めた。

愛新覺羅前掲書は、華嚴奴が契丹文墓誌に惟忠の第三子であるとあること、孝資が漢文墓誌に惟忠の長子であって孝思、孝寧という二人の弟がいるとあることから、孝寧と華嚴奴が「同一人物であることは疑いない」としている。しかし、この比定は疑わしく、むしろ孝思が華嚴奴である蓋然性が大きい。

第一に、孝資が惟忠の長子であるという記述は墓誌文のどこにも存在しない。確かに兄がいたという記述は見えないが、兄がいなかったという記述もない。第二に、官職が相違する。華嚴奴は契丹文墓誌に據れば、乾統元年 (1101) に天祚帝が即位すると率府副率を加えられ、同 6 年に柴册禮を行った際に率府率を加えられた。その後、時期は定かでないが武清縣の兵馬都監となった。黃龍府の兵馬都監に就いたという記載はなく、孝寧よりも乾統 9 年時点で率府率であった孝思の方が一致する餘地がある。

1989 年に漢文『蕭孝恭墓誌銘』〔大康 7 年 (1081) 刻〕とともに漢文『蕭德順墓誌銘』〔重熙 14 年 (1045) 刻〕が出土した (翁牛特旗博物館所藏) [李俊義、張夢雪 2016]。『蕭德順墓誌銘』に據れば、德順の長子は乙信 (= 惟信) といい、次子は燕留 (= 惟忠) という。また孫が二人おり、それぞれ涅离骨、觀音奴という。『蕭孝恭墓誌銘』に據れば、孝恭 (1038–81) は惟信 (乙信) の一人息子であり (「公 [= 孝恭]、宰相 [= 惟信] 止一子也。」、おそらく涅离骨に比定できる。とすると觀音奴は惟忠 (燕留) の子であるはずである。しかし、これは孝資ではありえない。德順が卒去した重熙 14 年 (1045) に彼はまだ生まれていないからである。したがって、孝資には兄がいたことになる。

以上より、惟忠 (燕留) には少なくとも息子が 4 人おり、長男が觀音奴 (漢名未詳)、次男が孝資、三男が孝思、四男が孝寧であり、華嚴奴は契丹文墓誌の記述から孝思に比定するのが妥當である。

³²⁾ 音寫語における「特/德/得 (*dei)」と「的/底 (*di)」の交替は『遼史』に散見される。例えば：「頗德 (*pūō.dei)」～「頗的 (*pūō.di)」；「達理得 (*da.li.dei)」～「達里底 (*da.li.di)」；「迭里特 (*dji.li.dei)」～「迭栗底 (*dji.li.di)」；「乞得 (*ki.dei)」～「乞的 (*ki.di)」等。

蕭敵魯，字敵輦。…（略）…**拜敵魯北府宰相，世其官。** 【卷 73 蕭敵魯傳】

阿古只，字撒本。…（略）…〔神冊〕三年，**以功拜北府宰相，世其職。**
【卷 73 蕭阿古只傳】

蕭思溫，小字寅古。…（略）…保寧初，爲北院樞密使，**兼北府宰相，仍命世預其選。**
【卷 78 蕭思溫傳】

しかしながら、そのことは『遼史』本紀の北府宰相就任記事には一切觸れられていない。

〔太祖〕四年(910)秋七月戊子朔，以后兄蕭敵魯爲北府宰相。后族爲相自此始³³⁾。
【卷 1 太祖紀上】

〔神冊三年(918)十二月戊午，〕蕭阿古只爲北府宰相。 【卷 1 太祖紀上】

〔保寧元年(969)三月〕甲午，以北院樞密使蕭思溫兼北府宰相。 【卷 8 景宗紀上】

したがって、『遼史』本紀に世選特權付與の記事が見えないからと言って、それを否定するものではない。なお、逆に次のような事例も見られる。

蕭海瓌，字寅的晒。…（略）…上以近戚，嘉其勤篤，**命預北府宰相選。**
【卷 78 蕭海瓌傳】

〔應曆五年(955)四月〕癸丑，**命郎君蕭海瓌世爲北府宰相。** 【卷 6 穆宗紀上】

これらの記事は、蕭海瓌が北府宰相の世選に與るよう命じられたことのみを傳えているが、當然海瓌はそれと同時に實際に北府宰相に任じられたのである³⁴⁾。

上引の諸例から知られるように、それまで宰相世選の特權をもたなかった家の出身者が功績等によって北府宰相に任じられた事例では、同時にその世選特權をも授かっている³⁵⁾。したがって、宰相轄特（＝震的？）の子孫である蕭陶隗の家系が「宰相世選之家」であった可能性は十分にある³⁶⁾。

³³⁾ この「后族爲相自此始。」は一般に后族が北府宰相となるのが敵魯の例に始まるということを史書編纂者が述べたものにすぎない。

³⁴⁾ 「北府宰相蕭海瓌薨。」【卷 7 穆宗紀下・應曆 17 年條】、「下嫁北府宰相蕭海瓌。」【卷 65 公主表】、「北府宰相蕭海瓌之子。」【卷 93 蕭圖玉傳】といった記事から海瓌が北府宰相であったことが明らかである。

³⁵⁾ 蕭敵魯、阿古只、思溫はいずれも后族であり、蕭海瓌も后族ではないが妻が穆宗皇帝の姉妹である。このような出自であるからこそ彼らは特別に世選の權利を得たのである、という主張は、蕭護思の事例によってとりあえず棄却される。護思は國舅族ではなく、皇室との婚姻關係を示す證據も現在のところ發見されていない。なお、世宗の舅氏である蕭塔刺葛はその傳（『遼史』卷 90）に北府宰相となったことが傳えられるが、世選の特權を得たかは記載がない。

³⁶⁾ ただし、世選制は、世襲制のようにその官職に必ず就けることを保證する制度ではなく、あくまでも世選の權利を有する諸家の中から適当な人材を選択し任用する制度であるから、たとえ宰相世選の權利を得たからといって、その家系から再び宰相が出るとは必ずしも限らないのである。『遼史』卷 45 百官志一に北府宰相を「國舅五帳世預其選。」というのは、結局のところ北府宰相世選の諸家の中でも國舅帳に屬する家系がそのポストをほとんど獨占するようになった狀況を示している。現在までに發見されている契丹文墓誌に拔里國舅帳出身者は頻見するのに「拔里國舅帳宰相世選家」という表現が一例も確認されないのも、拔里國舅帳が宰相世選家であるのが自明であるからであろう。

5 おわりに

本稿では、「官職名(複数形) + 《家》(複数形)」が当該官職の「世選之家」を意味する表現であることを確認した。この結論は、単数形の「家」を用いた出自表現と対比するとよりはっきりする。以下にいくつか例を挙げる。

ㄨ ㄨㄨ 伏呈羽 ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ
 ... ūd **Ŋaqūj** **šālen** **g^wēren** Uguleñ saḷ poŋon g^wēr ...er ..ädler.
 六院部 **Ŋaqūj** **郎君の**³⁷⁾ **家の** Uguleñ 採 訪の 家を 繼ぎに 出た。

【『夷律及内 夷律 Aulūbōn・Uyēr (耶律弘用) 墓誌銘』第3行】

「Ŋaqūj 郎君」は太祖の大叔父にあたる「曩古直(*niäḡu.gu.ji)【卷64 皇子表】であり、この家系は『遼史』列傳中に「六院郎君曩古直之後」【卷108 耶律乙不哥傳】、「六院舍利曩古直之後」【卷111 耶律合魯傳】等として記されているものである[劉鳳翥、青格勒 2003: 199]。

ㄨ ㄨㄨ 伏丹安 ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ
 ... ūd **nūbūr** **Pūqūj** **irgen** **g^wēren** Bedelbeñ ...an närend ...gēñ
 六院 部 **Pūqūj** **夷离董の**³⁸⁾ **家の** Bedelbeñ ××の 墓に 誌せし(もの)

【『国丹丹伏 百羽 Bedelbeñ・Čauj 墓誌銘』第1-2行】

「Pūqūj 夷离董」は太祖の大伯父 丹斗 Tālā (『遼史』皇子表の「帖刺(*tiä.la)の子にあたる「蒲古只(*pu.gu.ji)」であり、この家系は『遼史』列傳中に「六院部蒲古只夷离董之後」【『卷75 耶律觀烈傳】、「六院夷离董蒲古只之後」【卷76 耶律漚里思傳ほか】等と記されているものである[盧迎紅、周峰 2000: 45f]。

ㄨ ㄨㄨ ㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ ㄨㄨㄨㄨ
 ā deḡun oḡoḡw aḡn **Sin** **oḡon** **g^wēren** Tader sāḡ gūn
 横帳 季 父房 **秦王の** **家の** Tader 將 軍

【『夷夷夷夷 夷夷 Kuireyēñ・Qādī 墓誌銘』第7行】

この「秦王」は韓匡嗣(918-983)を指す[劉鳳翥 2002: 520]。この家系は、匡嗣の子德讓(941-1011)が耶律姓を賜わって宮分戸の身分を脱し、横帳季父房に列してその兄弟子孫とともに

³⁷⁾ ㄨㄨㄨ **šāli** は『遼史』卷116 國語解に「沙里(*ša.li), 郎君也。」, [宋] 余靖撰『武溪集』卷18 契丹官儀に「其未有官者呼舍利(*šā.li), 猶中國之呼郎君也。」, [南宋] 李燾撰『續資治通鑑長編』卷20 所引江休復『雜志』に「契丹國中, 親近無職事者呼爲舍利郎君。」とある「郎君」である[契丹文字研究小組 1978: 377]。

³⁸⁾ ㄨㄨㄨ **irgen** 《夷离董》、ㄨㄨㄨ **tergēn** 《忒里蹇》、ㄨㄨㄨ **sāḡun** 《詳穩》、ㄨㄨㄨ **liḡun** 《令穩》等の一連の -n 終わりの稱號は、主格形と屬格・對格形が見かけ上は同形式であるが、單數主格は **irgen-Ø** (主格接尾辭は -Ø), 單數屬格・對格は **irg-(e)n** (屬格・對格接尾辭は -n) と分析される (cf. 複數主格は ㄨㄨㄨ **irg-(e)d** (-d は複數接尾辭))。つまり、語幹末の -n は單數主格形でのみ現れる。

に皇族の待遇を受けるようになったものである³⁹⁾。

令百斗本 來乃北伏 巫並天 曲於和 巫天 九斗 公及 今各女 丹力
Tādār Čoboreń qašan g^wēren Qān gā nū sājun bāq.
奚の⁴⁰⁾ Čoboreń 可汗の 家の 韓 家 奴 詳穩の子。

【『中文考伏 乃内本 Lēneń・Qār 墓誌銘』第 15 行】

Čoboreń 可汗は奚王の名であり、『遼史』列傳中に「奚王楚不寧之後」【卷 87 蕭蒲奴傳】とある「楚不寧 (ču.bu.niěŋ)」に当たる⁴¹⁾。

以上の諸例において、單數形の 曲於 g^wēr 《家》の直前にはその家系の始祖の名（當然單數）が来るが、そのいずれもが屬格形をとっていることに注意しなければならない。「世選之家」の表現とは單に單數／複數の違いだけでなく、構造が全く異なるのである。

個人名（單數屬格）＋《家》（單數） → 當該人物の家系
官職名（複數ゼロ格）＋《家》（複數） → 當該官職の「世選之家」

つまり、屬格標示された特定個人名はその家の所有者を表すのに對し、ゼロ格で標示された官職名は形容詞的にふるまってその家系の屬性を表しているのである。

参考文献

- 愛新覺羅烏拉熙春 [2003] 「《耶律迪烈墓誌銘》與《故耶律氏銘石》所載墓主人世系考 —— 兼論契丹人的“名”與“字” ——」『立命館文學』580: 1-16.
————— [2004] 『遼金史與契丹女眞文』京都：東亞歴史文化研究會。
————— [2006a] 『契丹文墓誌より見た遼史』京都：松香堂書店。
————— [2006b] 「初魯得氏族考」『東亞文史論叢』2006: 81-94。
————— [2009] 「契丹文『楊隱司孟父房白隱太傳位誌碑銘』『故顯武將軍上師居士拔里公墓誌』合考」『立命館文學』614: 27-42。

³⁹⁾ 「大丞相晉國王耶律隆運，本韓氏，名德讓。以功賜國姓，出宮籍，隸橫帳季父房。」【卷 31 營衛志上】
⁴⁰⁾ 令百斗本 Tādār (令百内本 Dādār) が「奚族」を指すことは即實 [2012: 39, 50, 324, passim] や吳英詰 [2012: 46] も推定しているが、ここでその假説を補強しておく。『遼史』卷 33 營衛志下に太祖二十部の一として「迭刺迭達部」があり、その來歴を「本鮮質可汗所俘奚七百戶，太祖即位，以爲十四石烈，置爲部。」と説明する。この部は卷 35 兵衛志中の「迭達迭刺部」と同一の部を指すものとみられる。一方，卷 1 太祖紀上には，即位前の出來事として「先是德祖俘奚七千戶，徙饒樂之清河，至是創爲奚迭刺部，分十三縣。」という記載がある。鮮質可汗は耶律氏王朝（遼朝）の前の遙輦氏王朝の可汗であり，かたや德祖は太祖耶律阿保機の父であり，他にも「七百戶／七千戶」、「十四石烈／十三縣」と數字が微妙に食い違っているが，兩記事は同一の事件を傳えたものであろう。したがって「迭刺迭達部（迭達迭刺部）」と「奚迭刺部」とは同一の部であり，ゆえに「奚」と「迭達」は同一の對象を指すと考えられる。「奚」は漢語で奚族を呼ぶ傳統的な呼稱であるから，もう一方の「迭達 (*d̥iä.da)」は契丹語で奚族を呼んだ呼稱の音譯にちがいない。その原語は明らかに 令百内本 Dādār である（契丹語では母音の前舌素性の順行同化が進行中であつたため，dādār は dādār の自由變異であり，より新しい音形式である）。
⁴¹⁾ 『遼史』列傳中にはこの他に奚人の出自を述べたものとして「奚長渤魯恩之後」【『遼史』卷 96 蕭韓家奴傳】と「奚王忒隣之後」【『遼史』卷 114 奚回離保傳】が見えるが，「渤魯恩（勃魯恩）(*būō.lu.en)」は 外丹伏 Barūbūn ~ 外及伏 Barūn [即實 1991b: 29, 1996: 170, 218]，「忒隣 (*teṭi.liěŋ)」は 口北伏 Tēleń [愛新覺羅，吉本 2011: 7, 142] の音寫である。

- [2011] 「國舅夷離畢帳と耶律玦家族」『立命館文學』621: 29–58.
- 愛新覺羅烏拉熙春、吉本道雅 [2011] 『韓半島から眺めた契丹・女眞』京都：京都大學學術出版會。
- [2012] 『新出契丹史料の研究』京都：松香堂書店。
- 包聯群 [2002] 「《南瞻部洲大遼國故迪烈王墓誌文》的補充考釋」『內蒙古大學學報（人文社會科學版）』2002(3): 15–19.
- 寶玉柱 [2005] 「契丹小字 183 號 227 號原字研究」『中央民族大學學報（哲學社會科學版）』2005(2): 130–136.
- [2006] 「契丹小字 丑 及其替換字研究」『內蒙古大學學報（人文社會科學版）』2006(1): 8–12.
- 阜新市文化局文物組 [1977] 「遼寧阜新縣遼許王墓清理簡報」『文物資料叢刊』1: 84–87.
- 蓋之庸〔編著〕[2007] 『內蒙古遼代石刻文研究（增訂本）』呼和浩特：內蒙古大學出版社。
- 韓寶興 [1991] 「契丹小字《耶律仁先墓誌》考釋」『內蒙古大學學報（哲學社會科學版）』1991(1): 70–78.
- 何天明 [2004] 『遼代政權機構史稿』呼和浩特：內蒙古大學出版社。
- 平山久雄 [1967] 「中古漢語の音韻」牛島德次ほか〔編〕『中國文化叢書 1 言語』東京：大修館書店, pp. 112–166.
- 卽實 [1982] 「契丹小字字源舉隅」『民族語文』1982(3): 54–60, 11.
- [1991a] 「《紉隣墓誌》校抄本及其它」『內蒙古大學學報（哲學社會科學版）』1991(1): 79–106.
- [1991b] 「《紉隣墓誌》釋讀述略」『東北地方史研究』1991(4): 24–29, 23.
- [1994] 「一個契丹原字的辨讀」『民族語文』1994(5): 70–71.
- [1996] 『謎林問徑 —— 契丹小字解讀新程』瀋陽：遼寧民族出版社。
- [2012] 『謎田耕耘：契丹小字解讀續』瀋陽：遼寧民族出版社。
- 賈鴻恩、李俊義 [2006] 「遼蕭孝恭蕭孝資墓誌銘考釋」『北方文物』2006(1): 81–88.
- 康鵬 [2011] 「蕭撻凜家族世系考」『新亞洲論壇』4: 373–383.
- 李俊義、張夢雪 [2016] 「《遼蕭德順墓誌銘》考釋」『中國國家博物館館刊』2016(1): 65–72.
- 梁振晶 [2003] 「阜新四家子遼墓發掘簡報」『遼寧考古文集』遼寧省文物考古研究所〔編〕，瀋陽：遼寧民族出版社, pp. 121–133.
- 林鶴 [2015] 『遼史百官志考訂』北京：中華書局。
- 劉鳳翥 [2002] 「契丹小字《韓高十墓誌》考釋」『揖芬集——張政烺先生九十華誕紀念文集』北京：社會科學文獻出版社, pp. 517–522.
- 劉鳳翥〔編著〕[2014] 『契丹文字研究類編』北京：中華書局。
- 劉鳳翥、梁振晶 [2008] 「契丹小字《蕭奮勿賦·圖古辭墓誌銘》考釋」『文史』2008(1): 195–210.
- 劉鳳翥、青格勒 [2003] 「契丹小字《宋魏國妃墓誌銘》和《耶律弘用墓誌銘》考釋」『文史』2003(4): 194–208.
- 劉鳳翥、于寶麟 [1977] 「契丹小字《許王墓誌》考釋」『文物資料叢刊』1: 88–104.
- [1981] 「《故耶律氏銘石》跋尾」『文物資料叢刊』5: 175–179.
- 劉鳳翥ほか [2006a] 「契丹小字《耶律慈特·兀里本墓誌銘》考釋」『燕京學報』新 20: 255–277.
- [2006b] 「遼代《耶律隆祐墓誌銘》和《耶律貴墓誌銘》考釋」『文史』2006(4): 116–142.

- 劉鳳翥ほか〔編著〕〔2009〕『遼上京地區出土的遼代碑刻彙輯』北京：社會科學文獻出版社。
- 盧迎紅、周峰〔2000〕「契丹小字《耶律迪烈墓誌銘》考釋」『民族語文』2000(1): 43-52.
- 松井太〔2013〕「契丹とウイグルの關係」荒川慎太郎ほか〔編〕『契丹〔遼〕と10~12世紀の東部ユーラシア』東京：勉誠出版, pp. 56-69.
- 長田夏樹〔1984〕「契丹語解讀方法論序說」『內陸アジア言語の研究』1: 1-49.
- 大竹昌巳〔2015〕「契丹小字文獻における母音の長さの書き分け」『言語研究』148: 81-102.
- 契丹文字研究小組（清格爾泰、劉鳳翥ほか）〔1977〕「關於契丹小字研究」『內蒙古大學學報（哲學社會科學版）』1977(4): 1-97.
- 〔1978〕「契丹小字解讀新探」『考古學報』1978(3): 353-387.
- 清格爾泰〔編著〕〔2002〕『契丹小字釋讀問題』東京：東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所。
- 島田正郎〔1962〕「遼の北面中央官制の特色」『法制史研究』12〔島田〔1978: 3-32〕に「北面中央官制の特色と世官制の意義」として再録〕。
- 〔1963〕「遼朝鞠獄考」『法律論叢』36(4)〔島田〔1978: 195-228〕に「夷離畢院と刑部・大理寺」として再録〕。
- 〔1967〕「遼朝宰相攷」『法律論叢』40(6)〔島田〔1978: 33-72〕に「宰相府」として再録〕。
- 〔1978〕『遼朝官制の研究』東京：創文社。
- 蘇赫〔1981〕「《故耶律氏銘石》考釋」『文物資料叢刊』5: 172-174.
- 武田和哉〔2001〕「契丹國（遼朝）の北・南院樞密使制度と南北二重官制について」『立命館東洋史學』20: 25-83.
- 〔2009〕「契丹國（遼朝）の宰相制度と南北二元（重）官制」宋代史研究會〔編〕『宋代中國』の相對化』東京：汲古書院, pp. 213-270.
- 唐彩蘭〔編著〕〔2005〕『遼上京文物擷英』呼和浩特：遠方出版社。
- 豐田五郎〔1991〕「契丹小字“北南府宰相”の探索」1991年7月25日付手稿〔武內康則〔編〕『豐田五郎 契丹文字研究論集』京都：松香堂書店, 2015年, pp. 330-331〕。
- 王弘力〔1986〕「契丹小字墓誌研究」『民族語文』1986(4): 56-70.
- 吳英喆〔2012〕『契丹小字新發見資料釋讀問題』東京：東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所。
- Wu Yingzhe & Juha Janhunen〔2010〕*New Materials on the Khitan Small Script: A Critical Edition of Xiao Dilu and Yelü Xiangwen*. Folkestone: Global Oriental.
- 姚從吾〔1954〕「說遼朝契丹人的世選制度」『國立臺灣大學文史哲學報』6: 91-135.
- 昭烏達盟文物工作站、翁牛特旗文化館〔1981〕「內蒙古山嘴子“故耶律氏”墓發掘報告」『文物資料叢刊』5: 167-171.

* 本稿は JSPS 科研費（特別研究員奨励費 26・3830）の助成を受けた研究成果の一部である。